

# 白河市除染計画

## 要約版《第1版》

市では、市民の皆さんの不安を解消し一日でも早く震災前の生活を取り戻すため、放射線量の低減を目指して除染を行う必要があることから、除染計画を策定しました。なお、除染計画については、国の動向や除染に関する新技術の導入による見直しなど状況変化に対応して改正を行っていきます。

### 除染の方針

#### 基本方針

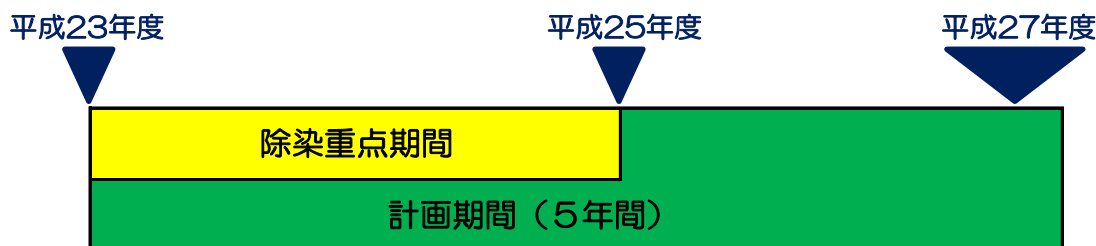
- ①市内全域を除染対象区域として、市が主体となって全力で取り組みます。
- ②市だけで除染するには限界があることから、市民の皆さんや町内会、PTA、ボランティア団体、企業等へ協力をお願いすることとします。
- ③除染活動以外の長期的な健康・風評被害対策については、平成23年12月に策定した「白河市震災復興計画」に基づき対応することとします。

#### 目 標

- ①今後2年間に、日常生活における空間放射線量を、除染開始前と比較して50%低減させることを目指します。
- ②今後2年間に、子どもに係る空間放射線量を、除染開始前と比較して60%低減させることを目指します。
- ③将来的には、市民に係る追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目標とします。

#### 計画期間

- ・計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間とし、うち25年度までを除染重点期間に設定します。



#### 除染の実施主体

- ・国、県、市：公園、道路、河川、学校など、それぞれが管理する施設の区域
- ・市と住民：一般家庭、私立幼稚園、空き地などの区域
- ・市と事業者：商業施設、事業所、工場などの区域

## 優先順位

### ① 優先地域

面的除染は、市の環境放射線モニタリング結果から、原則として、下表の優先順位により放射線量の高い地域から実施します。

放射線量	地 区	環境放射線モニタリング結果 (平均空間線量率)
 高             低	旧大信村大屋地区	0.75 $\mu$ Sv/h
	旧大信村信夫地区	0.65 $\mu$ Sv/h
	小田川地区	0.62 $\mu$ Sv/h
	白坂地区	0.61 $\mu$ Sv/h
	旧白河町地区	0.49 $\mu$ Sv/h
	旗宿地区	0.47 $\mu$ Sv/h
	大沼地区	0.45 $\mu$ Sv/h
	関辺地区	0.36 $\mu$ Sv/h
	五箇地区	0.35 $\mu$ Sv/h
	旧表郷村古関地区	0.32 $\mu$ Sv/h
	旧表郷村金山地区	0.30 $\mu$ Sv/h
	旧表郷村社地区	0.28 $\mu$ Sv/h
	旧東村釜子地区	0.25 $\mu$ Sv/h
	旧東村小野田地区	0.24 $\mu$ Sv/h

※環境放射線モニタリングの実施概要

- 測定器： (株)堀場製作所 Radi PA-100  
POLIMASTER PM1703MO-1  
日立アロカメディカル(株) TCS-172B
- 測定場所： 地上1メートル
- 測定期間： 平成23年10月下旬～12月下旬

### ② 優先対象

放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦を考慮し、下表の優先順位により効果的で効率的な除染を行います。

順位	対象物
1	幼稚園、学校等、それに付随する道路（幼稚園、保育園、小・中学校等、通学路、側溝）
2	公園（都市公園、農村公園、その他の公園）
	公共施設（公民館、集会所等） 住宅、宅地等、それに付随する道路（住宅・宅地、生活道路、側溝）
3	商業施設（店舗）、事業所、工場等
	道路（国道、県道、市道） 農地、森林（生活圏） ※森林（生活圏）は林縁から20メートル程度
4	森林（その他）
5	河川

### ③ 局所的に線量が高い場所（ホットスポット）の除染

住宅・宅地の側溝や雨樋下の土壌などの局所的に線量が高い場所（高さ1mで1時間当たり1マイクロシーベルト以上）の除染は、優先順位にかかわらず随時実施します。

# 除染の実施

## 除染方法

### ① 面的除染

面的除染は、原則として国の「除染関係ガイドライン」に示される除染方法の下表の例により除染を行います。

除染対象		除染方法
生活圏	家屋・庭	庭木の剪定、軒下などの除草、雨樋の清掃、屋根の高圧洗浄、庭土の表土除去
	道路	草、苔等の除去、アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝の清掃
	学校、保育所、公園など	校庭、園庭の表土除去、芝刈り、側溝清掃
	街路樹など生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
森林（生活圏）		常緑針葉樹：生活圏における落ち葉除去及び枝葉除去 落葉広葉樹：生活圏における落ち葉除去 環濠の設置
農地、農業施設		耕起されていない所：表土削り取り、水による土壌攪拌・除去、反転耕 耕起されている所：反転耕、深耕、吸着資材等の施用
森林（その他）		落葉、枝葉等の除去、立木の刈り込み
河川		※未定

### ② 局所的除染

局所的除染は、県が平成23年10月に策定した「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」を参考として、市が主体となって実施します。

## 除染のスケジュール

除染対象ごとのスケジュールは、下表のとおりです。

除染対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼稚園、学校等それに付随する道路	・全44施設を実施 →	・経過を観察し、追加の除染が必要な場合は適宜対応を行います。	→	→	→
公園	・規模の大きい14公園を実施 →	・経過を観察し、追加の除染が必要な場合は適宜対応を行います。	→	→	→
	・その他の公園は地域の除染作業で実施 →				
公共施設	・市内全域を実施 →			・経過を観察し、追加の除染が必要な場合は適宜対応を行います。	→
住宅、宅地等それに付随する道路	・線量の高い地域から順次実施します。 →				
事業所、商業施設、工場等					
その他の道路					
農地、森林（生活圏）					
森林（その他）、河川	（未定）				
局所的除染	★ホットスポットの除染は随時実施				

## 除去土壌等の処理

### 除染土壌等の処理方針

- 除染に伴って生ずる土砂等については、市が設置する仮置場に運搬・保管します。
- 保管期間は3～5年とします。

### 仮置場の所在地

- 仮置場は、白河・表郷・大信・東の各地域に速やかに設置することとし、周辺へ影響がないよう安全に保管・管理します。
- 保管・管理に際しては、仮置場周辺モニタリング調査を実施し、空間線量率について週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表します。

### 仮置場ができるまでの措置

- 原則として住宅地、公共施設、学校等はその敷地内での一時保管をお願いします。
- 通学路、側溝などで、町内会・PTA等及び個人による除染に伴って生じた土砂等は、各地区の集会所などで一時保管します。
- 一時保管の方法は、国の除染ガイドラインによって行います。

### 除去土壌等の搬出

- 住宅地、集会所などで保管している土壌等は、仮置場の設置後、市において早急に一時保管場所から搬出します。

## その他

- ◎除染計画に基づく除染後も継続的にモニタリング調査を実施します。
- ◎市民の皆さんが除染等を行う場合にあっては、作業方法や留意事項を周知します。
- ◎除染計画に伴い発生する経費は、国の財政支援を受けることになります。

### 【除染計画に関する問い合わせ】

白河市 市長公室 放射線対策室

Tel : 0248-22-1111 内線2186・2187